

法 学 号 外
平成 29 年 2 月 7 日

各 私 立 高 等 学 校 長 }
高等課程を置く各私立専修学校長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金に関する事務の
概要等について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成29年2月1日

各都道府県知事部局
各都道府県教育委員会
附属高等学校を置く各国立大学法人 御中
各国公立高等専門学校
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体

文部科学省高等教育局学生・留学生課

独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金に関する
事務の概要等について

平成29年1月6日付け事務連絡「独立行政法人日本学生支援機構が実施する平成29年度以降の大学等奨学金事業について」にてお知らせしたとおり、平成29年度予算政府案において、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する大学等奨学金事業に「給付型奨学金の創設」が盛り込まれました。

このたび、1月6日付け事務連絡でお知らせした内容の補足として、現在検討中の給付型奨学金に係る事務及び手続きの流れについて、本日、機構より別添のとおり高等学校等に事務連絡を发出しました。

制度の実施は、今後の予算政府案および関係法律の国会での成立が前提となりますが、機構の事務連絡を確認の上、特に平成29年度進学者に対する周知について、遺漏のないよう対応願います。

都道府県知事部局におかれては、所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会並びに所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、附属高等学校を置く国立大学法人におかれては、管下の附属高等学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校に対して周知願います。



本件連絡先：高等教育局 学生・留学生課 奨学事業係
TEL：03-5253-4111（内線：2521）

事務連絡
平成29年2月1日各
高等学校
中等教育学校
特別支援学校
高等課程を置く専修学校
御中独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部奨学事業戦略課

【重要】給付型奨学金に関する事務の概要等について

本機構奨学金事業につきましては、平素格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、平成29年1月6日付け事務連絡「平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて」にてお知らせしたとおり、大学・短大・高等専門学校・専門学校（以下、「大学等」という。）への進学者に対する奨学金制度の抜本的な拡充として、「給付型奨学金の創設」、「第一種奨学金の拡充（低所得世帯の生徒についての成績基準の実質的撤廃等）」及び「新所得連動返還型奨学金制度の導入」が平成29年度予算政府案に盛り込まれています。

制度の実施は今後の予算政府案および関係法律の国会での成立が前提となりますが、このたび、1月6日付け事務連絡でお知らせした内容の補足として、現在検討中の給付型奨学金に係る事務及び手続きの流れについて、別紙1～3のとおりお知らせいたします。

制度及び事務手続き等の詳細については、引き続き検討を行っているところであり、内容につきましては、順次お知らせしてまいります。

給付型奨学金については、平成29年度進学者から一部先行して実施することを予定しています。この申込みについては、大学等への進学後となる予定ですが、平成29年度進学者については、①私立の大学等に自宅外から通う住民税非課税世帯の学生又は②国公立の大学等に通う社会的養護が必要な学生（児童養護施設退所者等）のうち、それぞれ一定の学力・資質要件を満たした者が対象となりますので、別紙4を参照の上、特に給付対象とすることが見込まれる生徒及びその保護者に対しては十分な周知をお願いいたします。その上で、生徒本人については進学の諸準備を進めるとともに、保護者に対しては奨学金を活用して高等教育に進学することの意義について理解が図られるよう適切にご対応願います。

また、周知の際には、1月6日付け事務連絡の別添「平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ（生徒配付用）」及び文部科学省が公表している「高等教育進学サポートプラン」を御活用ください。

さらに、29年度予算案には、奨学金を含む進学費用の準備のための資金計画の作成の相談・アドバイス等を行う「スカラシップ・アドバイザー（仮称）」の各高等学校等への派遣事業が盛り込まれています。詳細は決定次第お知らせしますが、こうした制度も活用し、生徒や保護者等への周知を図っていただくようお願いいたします。

各学校及びご担当者様には、日頃のご協力に改めて感謝申し上げますとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与部 学資貸与第一課 予約採用係

TEL：03-6743-6037 FAX：03-6743-6670

事務連絡
平成29年2月1日

各 高等専門学校 御中

独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部奨学事業戦略課

【重要】給付型奨学金に関する事務の概要等について

本機構奨学金事業につきましては、平素格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年1月6日付け事務連絡「平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて」にてお知らせしたとおり、大学・短大・高等専門学校・専門学校（以下、「大学等」という。）への進学者に対する奨学金制度の抜本的な拡充として、「給付型奨学金の創設」、「第一種奨学金の拡充（低所得世帯の生徒についての成績基準の実質的撤廃等）」及び「新所得連動返還型奨学金制度の導入」が平成29年度予算政府案に盛り込まれています。

制度の実施は今後の予算政府案および関係法律の国会での成立が前提となりますが、このたび、1月6日付け事務連絡でお知らせした内容の補足として、現在検討中の給付型奨学金に係る事務及び手続きの流れについて、別紙1～3のとおりお知らせいたします。

制度及び事務手続き等の詳細については、引き続き検討を行っているところであり、内容につきましては、順次お知らせいたしてまいります。

給付型奨学金については、高等専門学校3年生から4年生への進級及び高等専門学校3年生から大学・短期大学・専修学校専門課程への進学についても対象とすることとし、平成29年度進学者から一部先行して実施することを予定しています。この申込みについては、4年生への進級後又は大学等への進学後となる予定ですが、平成29年度進学者については、①私立の大学・高専等に自宅外から通う住民税非課税世帯の学生又は②国公立の大学・高専等に通う社会的養護が必要な学生（児童養護施設退所者等）のうち、それぞれ一定の学力・資質要件を満たした者が対象となりますので、別紙4を参照の上、特に給付対象となることが見込まれる生徒及びその保護者に対しては十分な周知をお願いいたします。

また、周知の際には、1月6日付け事務連絡の別添「平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ（生徒配付用）」及び文部科学省が公表している「高等教育進学サポートプラン」を御活用ください。

さらに、29年度予算案には、奨学金を含む進学費用の準備のための資金計画の作成の相談・アドバイス等を行う「スカラシップ・アドバイザー（仮称）」の各高等学校等への派遣事業が盛り込まれています。詳細は決定次第お知らせしますが、こうした制度も活用し、生徒や保護者等への周知を図っていただくようお願いします。

各学校及びご担当者様には、日頃のご協力で改めて感謝申し上げますとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与部 学資貸与第一課 採用係

TEL：03-6743-6035 FAX：03-6743-6669

事務連絡

平成29年2月1日

大学
各短期大学御中
専門課程を置く専修学校

独立行政法人日本学生支援機構

奨学事業戦略部奨学事業戦略課

【重要】給付型奨学金に関する事務の概要等について

本機構奨学金事業につきましては、平素格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。さて、平成29年1月6日付け事務連絡「平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて」にてお知らせしたとおり、大学・短大・高等専門学校・専門学校（以下、「大学等」という。）への進学者に対する奨学金制度の抜本的な拡充として、「給付型奨学金の創設」、「第一種奨学金の拡充（低所得世帯の生徒についての成績基準の実質的撤廃等）」、「新所得連動返還型奨学金制度の導入」が平成29年度予算政府案に盛り込まれています。

制度の実施は今後の予算政府案および関係法律の国会での成立が前提となりますが、このたび、1月6日付け事務連絡でお知らせした内容の補足として、現在検討中の給付型奨学金に係る事務及び手続きの流れについて、別紙1～3のとおりお知らせいたします。

制度及び事務手続き等の詳細については、引き続き検討を行っているところであり、内容につきましては、順次お知らせいたしてまいります。

給付型奨学金については、平成29年度進学者から一部先行して、①私立の大学等に自宅外から通う住民税非課税世帯の学生又は②国公立の大学等に通う社会的養護が必要な学生（児童養護施設退所者等）のうち、それぞれ一定の学力・資質要件を満たした者を対象として実施することとし、この申込みについては、大学等への進学後となることを予定しています。なお、平成30年度進学者からは高等学校等において進学前に申込みことを予定しています（別紙1及び別紙2参照）。

なお、高等学校等に対しては、別紙4により、給付対象となることが見込まれる生徒及びその保護者への丁寧な説明をお願いしているところです。

各学校及びご担当者様には、日頃のご協力に改めて感謝申し上げますとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与部 学資貸与第一課 採用係

TEL：03-6743-6035 FAX：03-6743-6669

目次（添付資料）

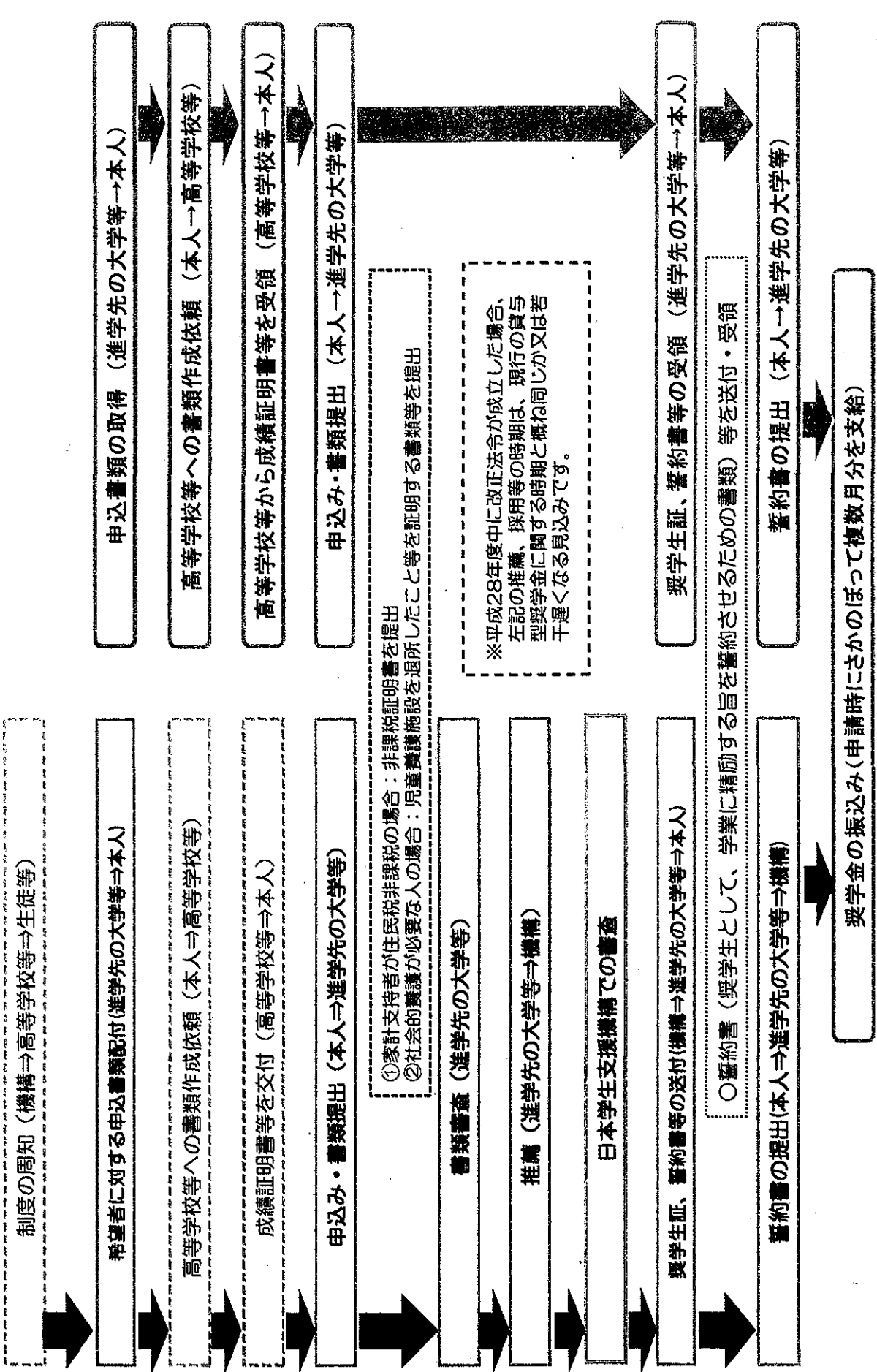
1. （別紙1）給付型奨学金申込みから採用までの流れ（平成29年度進学者）
2. （別紙2）【参考】給付型奨学金申込みから採用までの流れ（平成30年度進学者）
3. （別紙3）平成29年度中の申込・推薦における住民税（所得割）非課税証明書について
4. （別紙4）平成29年度進学予定者に対する給付型奨学金制度の周知の手順について
【2枚、両面印刷】
5. 給付型奨学金に関するQ&A
【1枚、両面印刷】
6. 平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ【生徒配付用】
（平成29年度1月6日付事務連絡 別添資料）
【1枚、片面印刷】
7. 高等教育進学サポートプラン～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～
（文部科学省資料）
【2枚、両面印刷】

給付型奨学金申込みから採用までの流れ(案) (平成29年度進学者) (別紙1)

※平成29年度予算及び改正法令の成立が前提となります

【奨学金希望者の手続き】

【学校における事務】 = 高校等 = 大学等



約3か月

【参考】給付型奨学金申込みから採用までの流れ（案）（平成30年度進学者）（別紙2）

※平成29年度予算及び改正法令の成立が前提となります

【奨学金希望者の手続き】

【学校における事務】

□ = 高校等

□ = 大学等

28年度

制度の周知（機構⇒高等学校等⇒生徒等）

希望者に対する申込書類配付（高等学校等⇒本人）

申込み・書類提出（本人⇒高等学校等）

- ① 家計支持者が住民税非課税の場合：非課税証明書を提出
- ② 社会的養護が必要な人の場合：児童養護施設に入所していること等を証明する書類等を提出

書類審査・選考（高等学校等）

推薦（高等学校等⇒機構）

日本学生支援機構での審査

採用候補者の決定・通知（機構⇒高等学校等⇒本人）

進学届等を提出（本人⇒進学先の大学等）

奨学生証、誓約書等の送付（機構⇒進学先の大学等⇒本人）

○ 誓約書（奨学生として、学業に精励する旨を誓約させるための書類）等を送付・受領

誓約書の提出（本人⇒進学先の大学等⇒機構）

申込書類の取得（高等学校等⇒本人）

申込み・書類提出（本人⇒高等学校等）

※平成28年度中に改正法令が成立した場合、左記の申込み、推薦、候補者決定等の時期は、現行の第一種奨学金に関する時期と概ね同じとなる見込みです。

採用候補者の決定・通知（高等学校等⇒本人）

進学届等を提出（本人⇒進学先の大学等）

奨学生証、誓約書等の送付（進学先の大学等⇒本人）

誓約書の提出（本人⇒進学先の大学等）

奨学金の振込み

30年度

申込・推薦における住民税（所得割）非課税証明書について（案）

（別紙3）

※平成29年度予算及び改正法令の成立が前提となります

給付型奨学金の申し込みに、住民税（所得割）非課税証明書の提出が必要になります（社会的養護が必要な者を除く）。平成29年度進学者と平成30年度進学者で、提出を求める証明書の年度が異なりますので、生徒・学生への説明にあたっては、下の表を確認のうえ、適切なお指導をお願いします。

区分

平成29年度進学者

（別紙1 該当者）

【申込対象】

大学・短期大学・専修学校専門課程1年生、
高等専門学校4年生

平成30年度進学者

（別紙2 該当者）

【申込対象】

高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部・専修学校高等課程・高等専門学校の3年生

給付型奨学金の申請に
必要となる証明書

平成28年度住民税非課税証明書

証明期間：平成27年1月～平成27年12月
取得可能な時期：平成28年6月1日以降～

平成29年度住民税非課税証明書

証明期間：平成28年1月～平成28年12月
取得可能な時期：平成29年6月1日以降～

平成29年度進学予定者に対する給付型奨学金制度の周知の手順について（案）（別紙4）

※平成29年度予算及び改正法令の成立が前提となります
給付型奨学金の周知にあたり、低所得世帯の生徒に対しては、下記を参照の上、奨学金制度の内容について丁寧な説明・ご指導をお願いします。

① 低所得世帯（住民税所得割非課税世帯）の生徒への周知等

- ・平成29年度進学予定者の生徒及び保護者に対して、奨学金制度の内容・募集に関する情報を広く周知してください。
- ・校長等の管理職、担任、進路指導主事、学校事務担当等が奨学金制度に関する情報について共有・連携を密に行い、低所得世帯の生徒を適切に把握してください。
- ・平成29年度進学者は以下の基準を満たしている方が給付型奨学金の対象です。
 - ① 平成28年度の住民税が非課税の世帯の生徒で、十分に満足できる高い学習成績を収めた者（高校等における調査書の成績概評が「A」である者）のうち、私立の大学等に自宅外から通う者
 - ② 社会的養護が必要な者（児童養護施設退所者等）のうち、大学等における学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある等として高等学校等の学校長からの推薦を受けられる者（進学先は私立のみならず、国公立であっても給付対象となる）

② 該当する生徒・家庭へのアプローチ

- ・対象となる生徒及びその保護者に対し、機構の給付型奨学金の募集があること及び併用可能となる第一種奨学金等の説明を行ってください。
- ・平成29年度進学者は大学等へ進学後に進学先において募集がありますので、申し込み手続きを行う必要があることを必ず説明してください。
- ・進学にあたり、生徒本人の努力はもちろん大切ですが、保護者が進学の意義を理解してサポートすることも非常に重要ですので、このことについても必ず説明してください。
- ・進学を躊躇する生徒の後押しとなるよう、早急に生徒及びその保護者への説明を行ってください。

③ 大学等に進学することの意義・メリットの説明

- ・②にあたり、生徒の将来の夢や希望を叶えるために、大学や短期大学、専門学校等へ進学することの意義・メリット等について、それぞれの生徒や家庭の実情に応じ、丁寧に説明してください。

④ 相談窓口があることの周知

- ・日本学生支援機構では給付型奨学金等の新制度をはじめとする、相談窓口を設けていますので、不明な点などについて質問する等、活用するよう説明してください。

【相談窓口】 独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略課 03-6743-6719

⑤ 申し込む際の手続の説明

- ・給付型奨学金を申し込むにあたり、住民税非課税証明書の提出が必要であることや、併せて第一種奨学金を申し込む場合には、居住する市区町村によっては、住民税非課税証明書に加えて所得証明書の提出が必要となる等、丁寧に説明してください。

(大学等関係者用)

給付型奨学金に関する Q&A

問 1 平成 28 年度中に大学等で行うべきことはありますか。

答 1 2 月に業務連絡協議会において事務の流れをお知らせした後、改正法令の成立後に申込方法等の周知を行うことを予定していますので、その内容をご確認いただき新年度からの申込受付に向けた準備を進めてください。

問 2 平成 29 年度進学者について、貸与型奨学金の予約採用候補者となっている学生等が給付型奨学金を希望する場合、貸与型から給付型への変更手続きの事務等は発生しますか。

答 2 貸与型から給付型への変更手続きの事務等は発生しない予定です。学生等が給付型奨学金を希望する場合は、貸与型奨学金とは別に新規で申し込んでいただく予定となっており、大学等ではその申込書類の審査事務等を行っていただく予定です。

問 3 平成 29 年度進学者について、学生等が住民税非課税世帯であることは、どの年度の住民税非課税証明書を確認する事になりますか。

答 3 平成 29 年度進学者の非課税証明書は、平成 28 年度住民税非課税証明書（証明期間：平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月）とすることを予定しています。

(参考)

平成 30 年度進学者については、平成 29 年度住民税非課税証明書（証明期間：平成 28 年 1 月～平成 28 年 12 月）とする予定です。

給付型奨学金に関する Q&A (案)

問1 平成29年度進学者への対応として、進学前に高等学校等で行う申込書類確認等の事務はありますか。

答1 進学前に高等学校等で行う申込書類確認等の事務は発生しない予定です。大学等への進学後に申し込む際には、高等学校等からの推薦書や成績証明書が必要になる予定ですので、学生等から依頼がありましたらご対応をお願いいたします。具体的な取扱いについては、決定次第お知らせいたします。

問2 平成29年度進学者に対して、進学前に高等学校等で行うべきことはありますか。

答2 低所得世帯（住民税非課税世帯）等の生徒を適切に把握した上で、給付対象となることが見込まれる生徒及びその保護者に対して、日本学生支援機構の給付型奨学金制度の周知をお願いします。平成29年度進学者は大学等への進学後に進学先において募集がありますので、申込手続きを行う必要があることを必ず説明してください。また、給付型奨学金に申し込むにあたっては、住民税非課税証明書等の提出が必要になることも説明してください。

【参考】平成29年度進学者で対象となる者

○平成29年度に大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校（以下「大学等」という）に進学する者のうち、以下のいずれかに該当する者

(1) 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である者であって、平成29年度から私立の大学等に自宅外から通学する者（「私立自宅外生」）のうち、高等学校等在学時に各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を修めている者（調査書に記入される成績概評が「A」に該当する者）

(2) 平成29年度から大学等に進学する社会的養護が必要な者（児童養護施設退所者等）のうち、学力・資質が以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の学校長から推薦を受けられる者（進学先は私立のみならず、国公立であっても給付対象となる）

①特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

②大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

問3 平成29年度進学者における高等学校等の調査書の成績概評を算出するにあたり、何年次までの成績に基づき算出することになりますか。

答3 平成29年度進学者の成績概評については、高等学校等の1年次から3年次の2学期までの期間の成績に基づき算出したものを用いることとする予定です。

問4 平成29年度進学者について、学生等が住民税非課税世帯であることは、どの年度の住民税非課税証明書を確認する事になりますか。

答4 平成29年度進学者の非課税証明書は、平成28年度住民税非課税証明書（証明期間：平成27年1月～平成27年12月）とすることを予定しています。

(参考)

平成30年度進学者については、平成29年度住民税非課税証明書（証明期間：平成28年1月～平成28年12月）とすることを予定します。

平成29年1月6日
独立行政法人日本学生支援機構

日本学生支援機構が新たに実施する給付型奨学金については、平成29年度に大学・短大・高等専門学校・専門学校に進学する方のうち、以下の方を対象に給付を開始する予定です。新しい制度の詳細については、関係する予算及び法令の成立後、進学先の大学等を通じてお知らせする予定ですが、現在の予算案の制度内容は以下の通りとなっていますので、進路決定に当たっての参考としてください。

対象となる方

(1) 住民税非課税世帯の生徒

保護者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の両方が住民税非課税の世帯の生徒（現在高校生等奨学給付金を受給している方は対象）で、以下の基準に該当する方

- ①平成29年度に私立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学し、自宅外からの通学となる場合
- ②学力・資質基準：各学校の教育目標に照らして、十分に満足できる高い学習成績を収めている場合

(2) 社会的養護が必要な生徒（児童養護施設や里親などの下で生活している生徒）で、以下の基準に該当する方

- ①平成29年度に国公立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学する場合
- ②学力・資質基準：以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の学校長から推薦を受けられる場合
 - ・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
 - ・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

給付額

○月額4万円

○社会的養護が必要な生徒は、入学金相当額として24万円を追加給付

※社会的養護が必要な方で、国公立に通う場合の給付月額3万円（国立で授業料免除を受けた場合は減額となる予定）

※毎年度、学業の状況を確認したうえで給付が確定

申請の手続き

○高等学校等での在学中に申請の手続きは必要ありません。

○大学等への進学後、進学先の学校を通じて申請することを予定しています。

○申請の際には、高等学校等からの推薦書及び成績表の提出を求めることを予定しています。

その他

○その他、不明な点がある場合には、日本学生支援機構のホームページ（<http://www.jasso.go.jp/>）をご確認ください。

生徒配付用

高等教育進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

趣言

- ①意欲と能力ある若者が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、進学を後押しします。
- ②誰もが安心して返還できるよう、支援を充実します。
- ③安心して奨学金を利用するための情報提供と相談体制を充実します。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

給付型奨学金の創設 (H29～先行実施)

対象：非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす学生

- ◆ 在籍する高校長による推薦
- ◆ (H29は私立・自宅外生と児童養護施設退所者等のみを対象)
- ◆ 給付額：月額2～4万円(国公私別や通学形態による)

入学時の負担をサポート

- ◆ 日本学生支援機構(JASSO)「給付型奨学金」(給付)
 - ・児童養護施設退所者等に対し、一時金として24万円を給付
- ◆ JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ◆ 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯は、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃

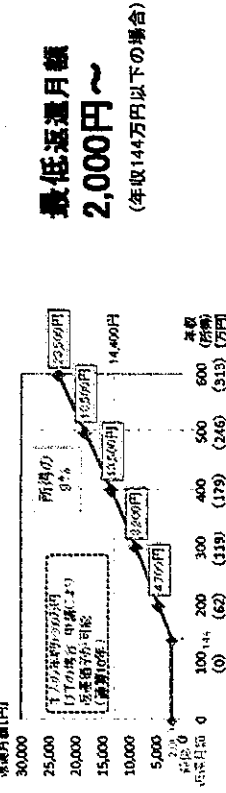
- ◆ 従来の要件(評定平均値3.5以上)を満たさなくても借りられます。

基準を満たす全ての希望者に無利子奨学金を貸与

- ◆ 貸与基準を満たす希望者全員が無利子奨学金を借りられるよう、事業規模を大幅に拡充します。

新たな所得連動返還型奨学金制度の導入

◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を導入します(H29新規貸与者より)。



最低返月額
2,000円～

(年収144万円以下の場合)

低所得者向け減額返還制度の拡充

- ◆ 返還が困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。
- ◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金の貸与利率の下限引き下げ

- ◆ (従来)下限0.1% → (見直し後)0.01%
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

※事情により返還できない場合は、奨学金の返還期限を先延ばしにできる「返還期限猶予制度」もあります。

奨学金の活用

「スカラシップ・アドバイザー(仮称)」の養成・認定・派遣／相談窓口の設置

- ◆ 学生や保護者が奨学金を正しく理解し、安心して利用できるよう、高校等に「スカラシップ・アドバイザー(仮称)」を派遣。分かりやすい資料の作成・配付や相談窓口の設置、制度の周知ときめ細かな学生サポートを行います。

高等教育進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

平成29年度に大学等への進学を予定している皆さんは、以下の制度が利用できます。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

低所得世帯対象に、H29入学者から、

給付型奨学金の制度が創設されます

- ◆ 対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件を満たす学生
H29年度は私立・自宅外生と児童養護施設退所者等
※推薦基準等の詳細は、後日JASSOからお知らせいたします。
- ◆ 給付額：月額4万円(年間48万円)
- ◆ 児童養護施設退所者等に対し、一時金として24万円を給付

給付の開始は進学後になります。入学手続き時の必要資金には、下記の仕組みを活用できます。

- ・JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ・都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ・都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯対象に、H29入学者から

無利子奨学金の成績基準が撤廃されます

- ◆ 従来、評定平均値3.5以上を要件としていた無利子奨学金の成績基準を、低所得世帯の学生について実質的に撤廃。必要とするすべての学生が受給可能となります。

貸与基準を満たさず全ての希望者が、無利子奨学金を借りられません。

- ◆ 従来は、貸与基準を満たしていても無利子奨学金を借りられない場合がありますが、新規貸与人員を増やし、全ての希望者が借りられるようになります。

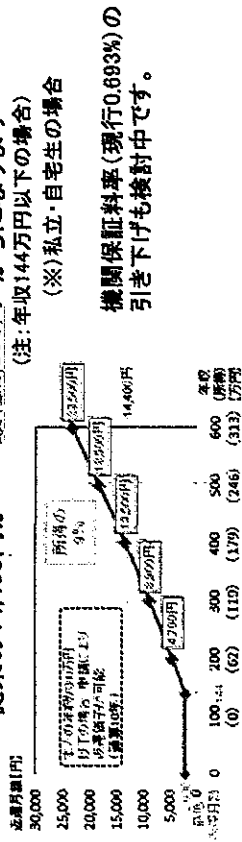
安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

無利子奨学金を借りる方には、H29入学者から、

所得連動返還型の制度が始まります

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を選択することができます。

卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円(※)借りた場合、従来の14,400円が → 最低2,000円 からになります
(注：年収144万円以下の場合)



低所得者向け減額返還制度の拡充

- ◆ 返還が困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。
- ◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金を借りる方には、

貸与利率の下限が引き下げられます。

- ◆ (従来)下限0.1% → (見直し後)0.01%
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

高等教育進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

平成30年度に大学等への進学を予定している皆さんは、以下の制度が利用できます。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

低所得世帯対象に、**給付型奨学金**の制度が創設されます

- ◆ 対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件を満たす学生。
- ◆ 在籍する高校長による推薦
- ※推薦基準等の詳細は、後日JASSOからお知らせいたします。
- ◆ 給付額：月額2万円(国立・自宅)
3万円(国立・自宅外／私立・自宅)
4万円(私立・自宅外)

- ・児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金
- ◆ 給付規模：進学者2万人

給付の開始は進学後になります。入学手続き時の必要資金には、下記の仕組みを活用できます。

- ・JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ・都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ・都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯対象に、H29入学者から

無利子奨学金の**成績基準**が**撤廃**されます

- ◆ 従来、評定平均値3.5以上を要件としていた無利子奨学金の成績基準を、低所得世帯の学生について実質的に撤廃。必要とするすべての学生が受給可能となります。
- ◆ 貸与基準を満たす全ての希望者が、無利子奨学金を借りられます。
- ◆ 従来は、貸与基準を満たしていても無利子奨学金を借りられない場合がありました。新規貸与人員を増やし、全ての希望者が借りられるようになります。

安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

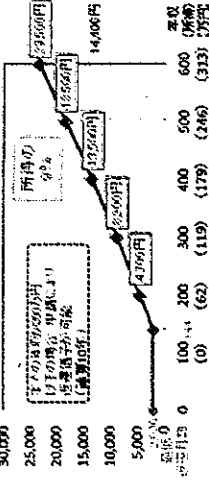
無利子奨学金を借りる方には、H29入学者から、

所得連動返還型の制度が始まります

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を選択することができます。

卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円(※)借りた場合、従来の14,400円が → 最低2,000円 からになります

(注：年収144万円以下の場合)



(※)私立・自宅生の場合

機関保証料率(現行0.693%)の引き下げも検討中です。

低所得者向け**減額返還制度**の拡充

- ◆ 返還が困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。
- ◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金を借りる方には、

貸与利率の**下限**が**引き下げ**られます。

- ◆ (従来)下限0.1% → (見直し後)**0.01%**
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」の成績基準を、低所得世帯の学生について実質的に撤廃。必要とするすべての学生が受給可能となります。

大学等進学を後押しする国の政策パッケージ

入学時から卒業後に渡るきめ細かい支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくりします。

入学時

- ◆ 日本学生支援機構
「給付型奨学金」【給付】
・対象：児童養護施設退所者等
・金額：24万円
- ◆ 日本学生支援機構
「入学時特別増額貸与奨学金」【有利子】
・対象：低所得世帯
・金額：10/20/30/40/50万円より選択
- ◆ 都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金(教育支援資金)貸付
(就学支度費)」【無利子】
・対象：非課税世帯相当
・金額：入学金相当(50万円以内)
◎問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金
(就学支度資金)」【無利子】
・対象：母子・父子家庭等
・金額：入学に際し必要な経費(37～59万円以内)
◎問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局

在学中

- ◆ 日本学生支援機構
「給付型奨学金」【給付】
・対象：非課税世帯
・金額：月額2～4万円
- ◆ 日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
・金額：月額3～6.4万円
- ◆ 日本学生支援機構
「第二種(有利子)奨学金」
・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
・金額：月額3～12万円(選択可)
- ◆ 国立大学・私立大学の授業料減免
・対象：低所得世帯等(各大学により異なる)
・人数：国立6.1万人、私立5.8万人(H29予算案)
※大学院生を含む
・金額：各大学の授業料等の全額/半額相当
- ◆ 都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金貸付(教育支援資金)」【無利子】
・対象：同左
・金額：月額最大9.75万円・大学の場合
(機構の奨学金優先。不足する場合のみ乗せ利用可。)
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金
(修学資金)」【無利子】
・対象：同左
・金額：月額6.75～9.6万円以内

◇これらの他、大学等に進学する児童養護施設退所者等を対象とする自立支援資金貸付制度(生活費、家賃支援等)がある。

卒業後

- ◆ 日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
⇒卒業後の本人の所得に連動して返還月額を設定する「所得連動返還型」を利用可
・返還月額：本人所得の9%
(最低月額2,000円)
*平成29年度新規貸与者より適用
- ◆ 日本学生支援機構
「第二種(有利子)奨学金」
⇒返還利率は国の財投資金借入金利に連動して変動(下限0.01%～上限3%)。利率固定方式と利率見直し方式のいずれかを選択可能。
- ◆ 日本学生支援機構
「第一種、第二種奨学金」(共通)
⇒減額返還制度(最長10年間、返還月額を1/2(二)、返還期限猶予制度(最長10年間、経済困難等の事由による)によるセーフティネットあり。
*減額返還制度については減額幅の更なる拡充を検討中。

◇上記のほか、地方公共団体が行う地方定着促進のための無利子奨学金返還免除の仕組みがある。平成28年12月現在18道府県等で実施。(詳細は以下のURLを参照)
【日本学生支援機構ウェブサイトを参照】
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshi/en/sousei/index.html>